

納期内の納付に  
協力を！

# 後期高齢者 医療保険料が 決定しました

表 1

1人当たりの保険料＝均等割額＋所得割額  
※所得割額＝総所得金額×所得割率

		平成23年度
旭 市	均等割額	34,100円
	所得割率	6.64%
県内均一	均等割額	37,400円
	所得割率	7.29%

後期高齢者医療制度では、75歳以上の人および一定の障害があると千葉県後期高齢者医療広域連合から認定された、65歳以上75歳未満の被保険者全員が、保険料を納めることになっていきます。

平成23年度分の後期高齢者医療保険料額が決定し、7月中旬以降に「保険料額決定通知書」が発送されます。

**保険料の決まり方は？**

保険料は、被保険者全員が均等に負担する「均等割額」と、被保険者の所得に応じて負担する「所得割額」の合計額(限度額50万円)で、千葉県後期高齢者医療広域連合が決定します。

原則、県内での保険料は均一ですが、旭市は過去の1人当たりの老人医療費が県平均より20%以上低かったため、平成25年度まで保険料が軽減される不均一保険料が設定されています(表1参照)。

**保険料の納め方**

●特別徴収(年金引き落とし)  
年6回の年金定期払いのときに引き落とされます。  
年額18万円以上の年金受給者

(介護保険料との合計額が年金額の2分の1を超える場合は除く)が対象です。

年金額が18万円以上の人でも、次のようなときは一定期間「普通徴収」となります。

- ・年度途中で75歳になった(65歳以上で、一定の障害があり認定された)
- ・年度途中で転入した
- ・修正申告などにより保険料額の変更があった
- ・年金差し止めなどにより年金の支給が一時停止された

●普通徴収(納付書・口座振替)

7月～2月までの年8回の納期です。納期限は各月の末日(12月は25日)で、休日の場合は翌営業日になります。

年額18万円未満の年金受給者および介護保険料と後期高齢者医療保険料の合計額が年金額の2分の1を超える人が対象です。

納付書により、市役所または各支所・金融機関・郵便局の窓口にて納付できます。

口座振替の希望者は、被保険者証・預金通帳・通帳の届け出印を持参し、市指定の金融機関で申し込んでください。申し込みの翌月から口座振替が開始されます。

同一世帯内の被保険者および世帯主の総所得金額の合計額が、表2の基準を下回る場合「均等割額」が軽減されます。

**特別徴収から  
口座振替への変更**

希望者は、通帳と届け出印を持参し、金融機関で口座振替の手続き後、口座振替の「本人控え」と印鑑を持って、保険年金課または各支所住民室で変更申請をしてください。

変更した場合、その社会保険料控除は、口座の名義人に適用されます。

※納付状況などにより認められない場合があります。

**保険料の軽減措置は？**

**特別徴収から  
口座振替への変更**

希望者は、通帳と届け出印を持参し、金融機関で口座振替の手続き後、口座振替の「本人控え」と印鑑を持って、保険年金課または各支所住民室で変更申請をしてください。

変更した場合、その社会保険料控除は、口座の名義人に適用されます。

※納付状況などにより認められない場合があります。

**保険料を  
納めなかった場合**

特別な理由がなく保険料を納めない場合、保険証の返還などの措置が取られる場合があります。忘れずに納付してください。

**被災した場合の保険料**

今回の震災により、一定以上の被害を受けた場合、申請により保険料が減免されます。

**特別徴収から  
口座振替への変更**

希望者は、通帳と届け出印を持参し、金融機関で口座振替の手続き後、口座振替の「本人控え」と印鑑を持って、保険年金課または各支所住民室で変更申請をしてください。

変更した場合、その社会保険料控除は、口座の名義人に適用されます。

※納付状況などにより認められない場合があります。

**問い合わせ先**

千葉県後期高齢者医療広域連合資格保険料課  
☎043・308・6768  
市保険年金課高齢者医療年金班  
☎62・5882  
海上支所住民室  
☎55・3111  
飯岡支所住民室  
☎57・3111  
千潟支所住民室  
☎68・2111

表 2 保険料の軽減基準

総所得金額が次の金額以下の世帯	軽減割合	軽減後均等割額
33万円 うち世帯内の被保険者全員が年金収入80万円以下(その他各種所得がない)	9割	3,400円
33万円	8.5割	5,100円
33万円+(24万5千円×世帯に属する被保険者数) ※被保険者である世帯主を除く。	5割	17,000円
33万円+(35万円×世帯に属する被保険者数)	2割	27,200円

後期高齢者医療制度に加入する前日まで健康保険組合などの被保険者だった人は、所得割額は掛らず、均等割額も9割軽減されます。